



県章

山形県公報

平成27年8月28日(金)

第2676号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) ……1053
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1054
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……1055
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1056
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………(同) ……1058
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……1060
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………(林業振興課) ……1061
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(下水道課) ……同

教育委員会関係

規 則

- 山形県立中学校管理運営規則……………同
- 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………1064
- 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則……………同
- 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則……………1065
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………1068

訓 令

- 山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………1069

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 廃業等の届出に基づく建設業の許可の取消し……………(建設企画課) ……同
- 平成28年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集……………(教育委員会) ……1079
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……1080

告 示

山形県告示第715号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由	
613	黄金のGT 8月号	12175-08	株式会社マックス	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。	
614	恋愛白書パステル	19625-08	宙 出 版		
615	Sweet ロマンズ 2015年8月号	15487-08	笠 倉 出 版 社		
616	実話ブラック ザ・タブー SPECIAL VOL. 8	68514-73	ミリオン出版株式会社		
617	週刊実話 ザ・タブー 週刊実話増刊8月8日号	20327-8/8	株式会社日本ジャーナル出版		
618	姉aya Young Love Comic aya 8月号増刊	18816-08	宙 出 版		
619	誘惑!!もぎたて都市伝説	50450-88	株式会社リイド社		
620	二人っきりの時は超淫ら♥意外とスケベなツンデレ女子	57635-33	株式会社竹書房		
621	ラブラブライブ!	58302-09	株式会社マックス		
622	秘湯でぬっぼり美人女将の白濁サービス	57635-30	株式会社竹書房		
623	BOY'Sピアス禁断 8月号	08175-08	サン・メディアレップ株式会社		
624	微熱SUPERデラックス 2015年8月号	07689-08	セブン新社		
625	恋愛宣言 PINKY vol.31	15166-08	株式会社秋水社		
626	Young Love Comic aya 8月号	18815-08	宙 出 版		
627	BOY'Sピアス 7月号	18161-07	サン・メディアレップ株式会社		
628	コミック アムール 7月号	03801-07	サン・メディアレップ株式会社		
629	mini Berry vol.21	18426-07	株式会社秋水社		
630	実話ドキュメント 山口組百年記念特大号	15115-8	マイウェイ出版株式会社		著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

山形県告示第716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ふらっと	訪問看護ステーションふらっと 鶴岡市荒井京田字荒田248番1号	訪問看護	平成27. 8. 12
株式会社ふらっと	リラクゼーション型デイサービスふらっ と 鶴岡市荒井京田字荒田248番1号	通所介護	同
株式会社翔陽会	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	訪問介護	同 8. 7

山形県告示第717号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ふらっと	訪問看護ステーションふらっと 鶴岡市荒井京田字荒田248番1号	介護予防訪問看護	平成27. 8. 12
株式会社ふらっと	リラクゼーション型デイサービスふらっ と 鶴岡市荒井京田字荒田248番1号	介護予防通所介護	同
株式会社翔陽会	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	介護予防訪問介護	同 8. 7

山形県告示第718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社託人会	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	訪問介護	平成27. 8. 9

山形県告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社託人会	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	介護予防訪問介護	平成27. 8. 9

山形県告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
高 橋 勝 司	べにばな接骨院	山形市大字漆山2447番地6	平成26. 7. 1
太 田 弘 幸	らいふマッサージ治療 院山形店 らいふマッサージ治療 院天童店	山形市江俣四丁目3番13号 天童市柏木町一丁目5番18号 コーポシャ ルマンA-102	同
吉 田 雄 一	らいふマッサージ治療 院山形店 らいふマッサージ治療 院天童店	山形市江俣四丁目3番13号 天童市柏木町一丁目5番18号 コーポシャ ルマンA-102	同
大 澤 康 浩	マッサージレイズ治療 院	山形市桜田東一丁目2番1号 ハイツマロ ニエ1番館203	同
工 藤 司	工藤はりきゅうマッ サー治療院	山形市十日町二丁目5番1号	同
工 藤 喜 幸	く どう 整 骨 院	山形市大字中里120番地1	同
武 田 茂 美	健 心 整 骨 院	山形市南栄町一丁目3番35号	同
多 田 祐 也	ひまわりマッサージ	山形市大字中野533番地2	同
藤 田 秀 蔵	藤 田 接 骨 院	山形市旅籠町一丁目3番30号	同
関 洋 明	ほねつぎ名倉院	山形市旅籠町一丁目5番20号	同
相 澤 久 敏	相 沢 整 骨 院	山形市東原町三丁目11番22号	同
黒 田 繕 光	くろだ接骨院	山形市東原町四丁目7番22号 1F	同
矢 萩 裕	やはぎ接骨院	山形市宮町四丁目21番27号	同
井 上 広	いのうえ整骨院	山形市元木一丁目10番2号	同
佐 藤 康 弘	さとう接骨院	山形市大字門伝32番地	同
松 田 徳 弘	太 田 町 接 骨 院	米沢市太田町四丁目1番134号	同
安 部 慎 太 郎	はりきゅう整骨院助太 刀	米沢市金池一丁目2番10号 アーバンシ ティ1Fテナント	同
奥 山 功 英	最 上 接 骨 院	米沢市中央二丁目8番23号	同

工 藤 健 二	工藤針灸治療院	米沢市直江町6番14号	同
鈴 木 裕 治	里美接骨院	米沢市東一丁目7番41号	同
加 藤 慎 也	加藤接骨院	米沢市松が岬一丁目2番12号	同
堀 部 晶 伸	つるおか堂鍼灸接骨院	鶴岡市大山三丁目11番27号	同
川 瀬 英 一	名倉堂川瀬整骨院	鶴岡市三千刈字清和35番10号	同
高 橋 洋 輝	みなみ整骨院	鶴岡市千石町7番33号	同
安 達 拓	宝整骨院	鶴岡市大宝寺字日本国378番地44	同
三 浦 憲 明	エイト鍼灸整骨院	鶴岡市鳥居町21番11号 メゾン鳥居102	同
丸 山 稔	まるやま接骨院	鶴岡市東原町17番74号	同
安 彦 尚 人	安彦整骨院	酒田市相生町二丁目5番38号	同
加 藤 悟	かとう鍼灸治療院	酒田市亀ヶ崎三丁目10番29号	同
田 中 孝 一	田中整骨院	酒田市中町一丁目7番8号	同
早 坂 耐 希	早坂整骨院	新庄市小田島町2番49号	同
渡 辺 新	渡辺整骨院	新庄市若葉町9番35号	同
木 村 貞 春	やくわ接骨院	寒河江市本町二丁目9番33号	同
斉 藤 良 輔	城南接骨院	村山市楯岡楯3番11号	同
武 田 秀 樹	天童接骨院	天童市久野本二丁目8番5号	同
伊 藤 一	伊藤接骨院	東根市大林一丁目3番5号	同
原 田 勝 男	原田整骨院	東根市中央西2番1号	同
原 田 洋 典	原田整骨院	東根市中央西2番1号	同
加 藤 聡	加藤接骨院	尾花沢市若葉町二丁目8番27号	同
浦 山 森 安	浦山整骨院	南陽市赤湯2969番地5	同
大志田 均	陽明堂整骨院 陽明堂鍼灸整骨院	南陽市高梨934番地9	同
馳 尾 順 一	馳尾接骨院	東村山郡山辺町大字山辺378	同

武 田 宏	ふたば接骨院	東村山郡山辺町大字山辺2971	同
鈴 木 和 也	すずき整骨院	東村山郡中山町あおば3番5号	同
和 田 一 則	光接骨院	西村山郡朝日町大字和合932番地3	同
柴 田 大 助	ぬかのめ接骨院	東置賜郡高畠町大字糠野目2410番地12	同
齋 藤 光 夫	斎藤接骨院	東置賜郡川西町大字上小松1834番地15	同
磯 井 祐 介	よつば訪問マッサージ	東置賜郡川西町大字上小松2476番地1 コーポウイスティリア201	同
小 松 光	こまつ鍼灸接骨院	西置賜郡飯豊町大字萩生812	同
遠 藤 初 美	遠藤接骨院	西置賜郡白鷹町大字山口4714	同
須 貝 弘 夫	須貝接骨院	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲726番地3	同

山形県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 施 術 機 関 の 名 称	指 定 施 術 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
べ に ば な 接 骨 院	山形市大字漆山2447番地6	平成26. 7. 1
ら い ふ マ ッ サ ー ジ 治 療 院	山形市江俣四丁目3番13号	同
工 藤 は り き ゅ う マ ッ サ ー ジ 治 療 院	山形市十日町二丁目5番1号	同
く ど う 整 骨 院	山形市大字中里120番地1	同
ひ ま わ り マ ッ サ ー ジ	山形市大字中野533番地2	同
健 心 整 骨 院	山形市南栄町一丁目3番35号	同
レ イ ス 治 療 院	山形市白山一丁目15番19号 B	同
藤 田 接 骨 院	山形市旅籠町一丁目3番30号	同
ほ ね つ ぎ 名 倉 院	山形市旅籠町一丁目5番20号	同
相 沢 整 骨 院	山形市東原町三丁目11番22号	同

くろだ接骨院	山形市東原町四丁目7番22号 1F	同
やはぎ接骨院	山形市宮町四丁目21番27号	同
いのうえ整骨院	山形市元木一丁目10番2号	同
さとう接骨院	山形市大字門伝32番地	同
太田町接骨院	米沢市太田町四丁目1番134号	同
はりきゅう整骨院助太刀	米沢市金池一丁目2番10号	同
最上接骨院	米沢市中央二丁目8番23号	同
工藤針灸治療院	米沢市直江町6番14号	同
よつば訪問マッサージ	米沢市成島町一丁目4番13-3号	同
里美接骨院	米沢市東一丁目7番41号	同
加藤接骨院	米沢市松が岬一丁目1番26号	同
つるおか堂鍼灸接骨院	鶴岡市大山三丁目11番27号	同
名倉堂川瀬整骨院	鶴岡市三千刈字清和35番10号	同
みなみ整骨院	鶴岡市千石町7番33号	同
宝整骨院	鶴岡市大宝寺字日本国378番地44	同
エイト鍼灸整骨院	鶴岡市鳥居町21番11号 メゾン鳥居102	同
まるやま接骨院	鶴岡市東原町17番74号	同
安彦整骨院	酒田市相生町二丁目5番38号	同
かとう鍼灸治療院	酒田市亀ヶ崎三丁目10番29号	同
田中整骨院	酒田市中町一丁目7番8号	同
早坂整骨院	新庄市小田島町2番49号	同
渡辺整骨院	新庄市若葉町9番35号	同
やくわ接骨院	寒河江市本町二丁目9番33号	同
城南接骨院	村山市楯岡楯3番11号	同

天 童 接 骨 院	天童市久野本二丁目 8 番 5 号	同
伊 藤 接 骨 院	東根市大林一丁目 3 番 5 号	同
原 田 整 骨 院	東根市中央西 2 番 1 号	同
加 藤 接 骨 院	尾花沢市若葉町二丁目 8 番 27 号	同
浦 山 整 骨 院	南陽市赤湯 2969 番地 5	同
陽 明 堂 整 骨 院	南陽市高梨 934 番地 9	同
陽 明 堂 鍼 灸 整 骨 院	南陽市高梨 934 番地 9	同
馳 尾 接 骨 院	東村山郡山辺町大字山辺 378	同
ふ た ば 接 骨 院	東村山郡山辺町大字山辺 2971	同
す ず き 整 骨 院	東村山郡中山町あおば 3 番 5 号	同
光 接 骨 院	西村山郡朝日町大字和合 932 番地 3	同
渡 辺 整 骨 院	東置賜郡高畠町大字高畠 474 番地 5	同
ぬ か の め 接 骨 院	東置賜郡高畠町大字糠野目 2410 番地 12	同
斉 藤 接 骨 院	東置賜郡川西町大字上小松 1834 番地 15	同
こ ま つ 鍼 灸 接 骨 院	西置賜郡飯豊町大字萩生 812	同
遠 藤 接 骨 院	西置賜郡白鷹町大字山口 4714	同
須 貝 接 骨 院	西置賜郡白鷹町大字横田尻 1163	同

山形県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴子六沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 8 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	近 藤 誠	尾花沢市大字六沢 252 番地

山形県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
東根市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
東根市（次の図に示す部分に限る。）
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び東根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第724号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 最上川流域下水道（山形処理区）
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事業所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
平成27年8月19日 東北地方整備局告示第145号

教育委員会関係**規 則**

山形県立中学校管理運営規則をここに公布する。

平成27年8月28日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第14号

山形県立中学校管理運営規則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき山形県立中学校（以下「中学校」という。）の管理運営に関する基本的事項を定め、中学校の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（名称及び入学定員）

第2条 中学校の名称及び入学定員は、次のとおりとする。

学校名	入学定員
山形県立東桜学館中学校	99

（修業年限）

第3条 中学校の修業年限は、3年とする。

（併設型中学校における教育課程の実施）

第4条 次の表の左欄に掲げる中学校（次項において「併設型中学校」という。）及び同表の右欄に掲げる高等学校（次項において「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

中学校	高等学校
山形県立東桜学館中学校	山形県立東桜学館高等学校

2 併設型中学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

（組織）

第5条 中学校に校長、副校長又は教頭、教諭及び養護教諭又は養護助教諭を置く。

2 前項に規定するもののほか、中学校に事務部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職を置く。

主幹教諭、栄養教諭、実習教諭、助教諭、講師、実習講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校栄養主査、主任学校栄養士、学校栄養士、技能長、学校司書、学校技能員

第6条 前条に規定する職の職務は、別に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	職務
事務部長	校長の命を受けて庶務及び会計事務を統括し、他の事務職員等を監督する。
事務長	
事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
事務次長	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
総務主査	担当事務について事務部長等を補佐し、担当事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。

主事	上司の命を受けて事務に従事する。
実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。
実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。
学校栄養主査	栄養に関する担当業務を処理する。
主任学校栄養士	栄養に関する業務を担当する。
学校栄養士	栄養に関する業務に従事する。
技能長	担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。
学校司書	学校図書館の業務に従事する。
学校技能員	担当業務に従事する。

（準用規定）

第7条 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月教育委員会規則第3号）第2条、第4条、第6条の2から第17条まで（第8条第1項ただし書を除く。）、第19条第1項、第25条、第27条から第35条まで、第37条から第43条まで（第37条第2号、第38条第2項及び第39条ただし書を除く。）及び第45条から第50条まで（第45条第5項及び第47条第2項を除く。）の規定は、中学校に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第3項	山形県公立高等学校入学者選抜業務	山形県立中学校入学者選抜業務及び山形県立高等学校入学者選抜業務
第12条（見出しを含む。）及び第13条第1項	修学旅行	研修旅行
第25条第3項	当該学年又は年次	当該学年
第37条	中学校	小学校
第37条第1号	9年	6年
第39条	別に定める様式による入学願書	別記様式第4号
	出身学校長を経由して、志願する高等学校長	校長
第40条	第1学年若しくは第1年次	第1学年
	第2学年若しくは第2年次	第2学年
第42条	住民票抄本及び入学金	住民票抄本
第45条第1項	転学又は他の課程に転籍	転学

	転学（転籍）願書	転学願書
第47条第1項	授業料、入学料及び入学者選抜手数料	入学者選抜手数料
第49条第2項	退学、停学	退学
第49条第3項	退学及び停学	退学

（補則）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 平成27年度に行う入学者選抜及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の例によりすることができる。この場合において、第7条の表中

「校長」とあるのは、「教育次長」と

読み替えるものとする。

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月28日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第15号

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

第3条中「次」を「前条の規定にかかわらず、次」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とする。

第1条中「の通学区域」を「（以下「高等学校」という。）の通学区域」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

第1条 山形県立中学校の通学区域は、県下一円とする。

別表中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同表第1項中「課程」を「課程（前項に掲げる高等学校の課程を除く。）」に改め、同項を同表第2項とし、同表第2項の前に次の1項を加える。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 県下一円

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（昭和55年2月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「別表第1項第1号」を「別表第2項第1号」に改める。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月28日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第16号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「県立高等学校」を「県立中学校及び県立高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月28日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第17号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「職員」を「介助員」に改める。

附 則

- この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 附則別表の職の欄に掲げる職は改正後の技能労務職員に関する規則第2条の2及び別表の規定にかかわらず、附則別表の期間の欄に掲げる期間、同条に規定する給料の調整を行う職とし、当該職に係る調整数は当該期間の区分に応じ、同表の調整数の欄に掲げる調整数とする。

附則別表

職	期間	調整数
県立の特別支援学校に勤務する職員（介助員を除く。）の占める職	平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで	1
	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	0.5

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月28日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第18号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削り、同条第4項中「及び前項」を削り、同項を同条第3項とする。

第10条第1項中「（平成11年文部省告示第58号）」を削る。

第10条の2中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

（併設型高等学校における教育課程の実施）

第10条の2 別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）及び同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

- 併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型中学校と協議するものとする。

第11条中「行なう」を「行う」に改める。

第20条第1項中「養護教諭、実習教諭及び学校技能員」を「養護教諭又は養護助教諭及び実習教諭又は実習講師」に改め、同条第2項中「及び主査又は主事」及び「養護助教諭、実習講師」を削り、「主任主査、副主任、主任主事」を「主査、主任主査、主任主事、副主任、主事」に、「調理師」を「調理師、学校技能員」に改める。

第21条の表中

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。

を

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。

に改める。

第38条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 併設型高等学校の校長は、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒について別に定めるところにより入学を許可する。

第39条中「入学願書（別記様式第5号）」を「教育長が別に定める様式による入学願書」に、「受験料」を「入学者選拔手数料」に改める。

第42条第1項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改める。

第45条第5項中「及び」を「、」に「相互間」を「及び通信制の課程相互間」に改める。

第10章の章名中「受験料」を「入学者選拔手数料」に改める。

第47条の見出し中「受験料」を「入学者選拔手数料」に改め、同条第1項中「受験料」を「入学者選拔手数料」に、「山形県立高等学校の授業料等徴収条例（）」を「山形県立学校の授業料等徴収条例（）」に、「山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則」を「山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則」に改める。

別表第1中

同	山形中央高等学校	普通 体育		200 80			
---	----------	----------	--	-----------	--	--	--

を

同	山形中央高等学校	普通 体育		160 80			
---	----------	----------	--	-----------	--	--	--

に、

同	楯岡高等学校	普通		200			
同	村山産業高等学校	農業	農産システム	募集停止			を
			環境クリエイト	募集停止			
			農業経営	40			
			農業環境	40			
		工業	機械システム	募集停止			
			プロダクトデザイン	募集停止			
			電子システム	募集停止			
	機械	40					
	電子情報	40					
	商業	流通ビジネス	40				

同	村山産業高等学校	農業	農業経営	40			に、
			農業環境	40			
		工業	機械	40			
			電子情報	40			
	商業	流通ビジネス	40				
同	東桜学館高等学校	普通		200			

同	新庄神室産業高等学校	農業	生物生産	40			を
			生物環境	40			
		工業	機械システム	募集停止			
			電気システム	募集停止			
			機械電気	40			
			環境デザイン	40			
	真室川校	普通		40			

同	新庄神室産業高等学校	農業	生物生産	40			に、
			生物環境	40			
		工業	機械電気	40			
			環境デザイン	40			
	真室川校	普通		40			

同	米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜40	を
			生産システム	40				
			電気	40				
			意匠情報	40				
			建築	40				
			環境工学	40				
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80				
			国際ビジネス	募集停止				
			情報ビジネス	40				

同 米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜40
		生産システム	募集停止			
		電気	募集停止			
		意匠情報	募集停止			
		生産デザイン	40			
		電気情報	40			
		建築	40			
		環境工学	40			
同 米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80			
		情報ビジネス	40			

に、

同 酒田光陵高等学校	普通 工業	機械	120			
		電子機械	40			
		エネルギー技 術	40			
		環境技術	40			
		商業	国際経営	募集停止		
	情報	ビジネス流通	40			
		ビジネス会計	40			
		情報	40			

を

同 酒田光陵高等学校	普通 工業	機械	80			
		電子機械	40			
		エネルギー技 術	40			
		環境技術	40			
		商業	国際経営	募集停止		
	情報	ビジネス流通	40			
		ビジネス会計	40			
		情報	40			

に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

高等学校名	中学校名
山形県立 東桜学館高等学校	山形県立 東桜学館中学校

別記様式第5号を削り、別記様式第6号を別記様式第5号とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第39条の改正規定（「受験料」を「入学者選抜手数料」に改める部分に限る。）並びに第10章の章名、第47条の見出し及び同条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月28日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第19号**山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和44年7月県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則

第1条中「山形県立高等学校の授業料等徴収条例」を「山形県立学校の授業料等徴収条例」に改める。

別記様式第1号、別記様式第4号及び別記様式第6号中「山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則」を「山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令**山形県教育委員会訓令第5号**

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年8月28日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程（昭和38年8月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「高等学校の授業料減免」を「県立学校の授業料減免」に改め、同号イ中「山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則」を「山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成27年8月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人ひびき
 - (2) 代表者の氏名
小林 真
 - (3) 主たる事務所の所在地
長井市舟場9番18号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、児童の健全育成と高齢者、障がい者の福祉の向上、および森林の整備管理に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

平成27年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

取消しを受けた者の 商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	山形県知事 許可番号	取り消された建設業の種類	取消しの原因 となった事実	取消年月日
有限会社三宅畳店	三宅徳嗣	西村山郡河北町谷地字東571番 1号	(般-22) 第200452号	内装仕上工事業に関する一般建設業	廃止の届出	平成26. 4. 4
吉村大工	吉村広喜	東置賜郡川西町大字大舟1837番 地1	(般-23) 第501011号	建築工事業に関する一般建設業	同	同
株式会社上東建設	堀川雅司	上山市石堂5番1号	(般-23) 第100366号	大工工事業、タイル・れんが・ブロック工 事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業	同	4. 8
山形ガス管工株式会社	伊藤修二	山形市南栄町二丁目10番36号	(般-24) 第100349号	消防施設工事業に関する一般建設業	同	同
たくみ庄内	丸山賢治	酒田市田沢字赤田洲20番地2	(般-25) 第701768号	建築工事業、大工工事業、左官工事業、と び・土工事業、石工事業、屋根工事業、 鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事 業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事 業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建 具工事業に関する一般建設業	同	同
株式会社宮	加藤治郎	酒田市若宮町二丁目9番14号	(般-21) 第701748号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事 業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆん せつ工事業及び水道施設工事業に関する一 般建設業	同	同
大山製材所	大山芳春	村山市大字大久保甲685番地の 4	(般-22) 第300293号	建築工事業に関する一般建設業	同	4. 9
鈴木建築	鈴木義昭	山形市大字松原1060番地5	(般-21) 第100939号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タ イル・れんが・ブロック工事業及び内装仕 上工事業に関する一般建設業	同	4. 21
齊藤板金	齊藤進	村山市楯函北町二丁目2番20号	(般-24) 第300633号	屋根工事業及び板金工事業に関する一般建 設業	同	4. 24
株式会社佐藤建設	佐藤重信	西村山郡西川町大字入間334番 1乙地	(般-23) 第200026号	造園工事業に関する一般建設業	同	4. 25
芦野設備	芦野美明	北村山郡大石田町大字田沢2283 番地86	(般-23) 第300744号	管工事業に関する一般建設業	同	4. 30
共栄建運株式会社	渡部勝雄	西置賜郡白鷹町大字滝野764番 地1	(般-22) 第600415号	さく井工事業に関する一般建設業	同	5. 1

有限会社和田組	和田 勇	酒田市北新橋一丁目20番地の2	(般-24) 第700154号	土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業	同	同	5.7
本田空調サービス有限公司	本田 猛 章	米沢市大字李山5195番地	(般-22) 第500208号	管工事業に関する一般建設業	同	同	5.9
清水工務所	清水 壽 一	米沢市広幡町成島11番地の1	(般-23) 第500063号	建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	同
丸勝組	笹原 勝 吉	西村山郡河北町大字溝延字吉原7番6号	(般-22) 第200380号	土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業	同	同	5.12
五十嵐重機	五十嵐 喜美男	最上郡鮭川村大字曲川934番地	(般-24) 第400343号	土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社長谷川ポンプ製作所	長谷川 順 一	山形市銅町一丁目6番59号	(般-22) 第100674号	機械器具設置工事業に関する一般建設業	同	同	5.14
有限会社國建	佐藤 國 雄	山形市大字鯨洗858番地	(般-21) 第101479号	土木工事業に関する一般建設業	同	同	5.15
有限会社ファースト工業	佐藤 一 憲	米沢市堀川町5番6号	(般-21) 第500828号	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	5.16
株式会社セノケンホームエステート	情野 優 志	米沢市通町四丁目9番19号	(般-23) 第501012号	管工事業に関する一般建設業	同	同	5.19
高橋建匠	高橋 真 広	東根市神町南二丁目1番21-7号	(般-25) 第300759号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	5.22
ミヤウチ建設株式会社	菊地 昭 則	寒河江市大字白岩821番1号	(般-22) 第200498号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	5.23
株式会社エコロ石材	児玉 健 一	酒田市両羽町13番6号	(般-23) 第701174号	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社エスケー興業	木村 勇 介	鶴岡市小淀川字地田13番地1	(般-21) 第701786号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	同

横戸建設	横戸雄一	南陽市宮内2426番地の16	(般-21) 第500985号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業	同	同	5.28
山形通信機器サービス株式会社	中野健藏	山形市平清水一丁目1番75号	(般-25) 第101628号	電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業	同	同	6.2
建設ユニオン	斯波周衛	山形市青田南6番18号	(般-21) 第101920号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	6.4
有限会社クリエイトホーム	須藤親浩	天童市大字川原子583番地	(般-22) 第101591号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	6.10
小川建設株式会社	小川武夫	東根市温泉町三丁目1番1号	(般-22) 第300117号	建築工事業、管工事業及び造園工事業に関する一般建設業	同	同	同
小川建設株式会社	小川武夫	東根市温泉町三丁目1番1号	(特-22) 第300117号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業	同	同	同
神保板金工業所	神保邦弘	西村山郡大江町大字左沢610番5号	(般-23) 第200333号	屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業	同	同	6.17
株式会社ハウス工房	佐藤高利	酒田市緑ヶ丘二丁目3番地の6	(般-24) 第701375号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	6.18
加藤建築	加藤西三	米沢市矢来一丁目1番105号	(般-22) 第500009号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業	同	同	6.23
瀬野工業	瀬野隆	天童市大字寺津223番地	(般-23) 第102001号	管工事業に関する一般建設業	同	同	6.25
共立商事株式会社	金子浩幸	山形市蔵王松ヶ丘一丁目1番12号	(般-22) 第100928号	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	同
鶴岡建設株式会社	五十嵐久廣	鶴岡市泉町5番41号	(般-24) 第700420号	さく井工事業に関する一般建設業	同	同	6.26
株式会社未来空間	柴橋一弘	寒河江市丸内三丁目1番1号	(般-22) 第200718号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	7.1
豊川建設株式会社	寒河江範明	西置賜郡飯豊町大字手ノ子2416番地	(般-23) 第600233号	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	同

株式会社NTT東日本一山形	関井 悟	山形市本町一丁目7番54号	(特-23)第101574号	電気工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業	同	同	7.2
長谷川建築	長谷川 正 義	尾花沢市横町一丁目6番2号	(般-22)第300619号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業	同	同	7.10
有限会社吉田工務店	吉田 昭 二	西村山郡河北町谷地丙80番2号	(般-23)第200329号	土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業	同	同	7.15
株式会社スモリの家庄内	川 越 功	東田川郡三川町大字猪子237番地3	(般-24)第701884号	建築工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	7.23
長澤工業	長 澤 良 三	南陽市宮崎561番地	(般-23)第500466号	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業	同	同	7.30
秋山興建	秋 山 和 喜	寒河江市大字寒河江字仲田27番4号	(般-25)第200651号	とび・土工工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業	同	同	8.4
ロック, T・M	渡 部 隆 志	西置賜郡飯豊町大字中763番地129	(般-25)第600519号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、舗装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	同
皆川建設	皆 川 正 春	米沢市大字三沢1447番地	(般-23)第500901号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	8.7
株式会社阿部組	阿 部 一 太	鶴岡市鼠ヶ関乙208番地の71	(特-22)第700354号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業	同	同	8.11
株式会社阿部組	阿 部 一 太	鶴岡市鼠ヶ関乙208番地の71	(般-22)第700354号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社矢萩土建	矢 萩 一 志	村山市大字名取1079番地の2	(特-24)第300120号	建築工事業に関する特定建設業	同	同	8.13
仲嶋建築	仲 嶋 義 次	東根市温泉町三丁目8番35号	(般-24)第300707号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	8.18
堀川土建株式会社	堀 川 真 宏	上山市矢来四丁目15番7号	(般-25)第101534号	防水工事業に関する一般建設業	同	同	8.19

酒田管工事協同組合	阿部 忠 義	酒田市こがね町二丁目6番地の11	(般-22)第701036号	水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	8.27
岡崎工務店	岡崎 武 司	上山市金瓶字田中13番地の1	(般-24)第100318号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	9.3
有限会社東建	加藤 勝 茂	上山市鶴脛町二丁目4番2号	(般-22)第100632号	土木事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	9.5
高橋工事	高橋 清 一	北村山郡大石田町大字横山736番地	(般-23)第300401号	大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業及び防水工事業に関する一般建設業	同	同	9.18
株式会社エスディ・コーポレーション	佐藤 正 人	山形市藤沢川67番地1	(般-23)第100741号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	9.24
本間工業株式会社	本間 貢	鶴岡市友江町16番20号	(般-22)第700127号	とび・土工事業に関する一般建設業	同	同	9.29
コバレントマシナリ株式会社	伊藤 直 衛	西置賜郡小国町大字小国町378番地	(特-24)第600465号	土木工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業	同	同	10.2
株式会社中部	高橋 一 博	山形市南原町三丁目15番30号	(般-22)第100910号	土木工事業に関する一般建設業	同	同	10.6
長澤土木	長澤 高 一	東置賜郡川西町大字高山648番地	(般-26)第500821号	土木工事業、とび・土工事業及び舗装工事業に関する一般建設業	同	同	10.9
有限会社正田建設	正田 一	東田川郡庄内町立谷沢字瀬場16番地内1号	(般-22)第700292号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	10.20
有限会社甲州ガラス店	甲州 化津子	最上郡戸沢村大字古口字本町1022番地2	(般-24)第400624号	建具工事業に関する一般建設業	同	同	10.22
オピサン株式会社	小嶋 寛 之	山形市流通センター一丁目9番地の2	(般-23)第101535号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業	同	同	10.29
有限会社北部	有川 久 子	東根市神町北二丁目14番24号	(般-23)第300141号	建築工事業及びとび・土工事業に関する一般建設業	同	同	10.30
三條電機	三條 亨	最上郡大蔵村大字清水1532番地	(般-23)第400227号	電気工事業及び管工事業に関する一般建設業	同	同	同

翔建工業	小 關 真 吾	山形市小姓町7番44号	(般-21) 第101959号	建築工事業、大工工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	11. 6
有限会社ミツマル	菅 原 久 一	山形市大字松原391番地3	(般-22) 第100467号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	同
石川設計	石 川 雅 明	酒田市こがね町一丁目5番地の20	(般-24) 第701733号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	11. 7
株式会社五十嵐工務店	五十嵐 忍	鶴岡市藤島字村東72番地の2	(般-25) 第700173号	土木工事業に関する一般建設業	同	同	11. 10
有限会社ハズマ建築事務所	弭 間 正 一	鶴岡市海老島町3番29号	(般-22) 第700921号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	同
森谷工務店	森 谷 定 夫	天童市大字川原子2801番地の1	(般-24) 第100559号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	11. 27
株式会社西村工場	西 村 宜 真	山形市銅町一丁目6番32号	(般-23) 第101778号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	12. 2
株式会社サンエンプラス	仲 野 嘉 浩	山形市木の実町10番26号	(般-23) 第101785号	とび・土工工事業に関する一般建設業	同	同	12. 4
鳶興山興業	奥 山 文 彦	東根市宮崎四丁目6番8号	(般-22) 第300734号	とび・土工工事業に関する一般建設業	同	同	12. 5
有限会社若林建設	佐 藤 久 子	東置賜郡川西町大字東大塚366番地	(般-26) 第500685号	土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業に関する一般建設業	同	同	12. 8
峯田建築	峯 田 正 吉	東村山郡山辺町大字北山1224番地	(般-24) 第101445号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	12. 10
有限会社豊進工業	藤 田 豊	山形市西田五丁目11番13号	(般-21) 第101288号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	12. 11
株式会社田斎建設	田 斎 久 二	南陽市蒲生田748番地	(般-24) 第500133号	管工事業に関する一般建設業	同	同	12. 17
正野工務店	正 野 辰 弥	天童市北久野本五丁目8番6号	(般-24) 第101600号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	12. 19
エイエムエレクトロニクスシステム株式会社	佐 藤 幸 生	酒田市黒森乙143番地	(般-23) 第701874号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	12. 25

米沢電業株式会社	横 山 秀 一	米沢市駅前二丁目6番25号	(般-24) 第500592号	電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業	同	平成27. 1. 5
株式会社MGM	小 川 君 江	最上郡最上町大字向町67番地3	(般-23) 第400614号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びび タイル・れんが・ブロック工事業に関する 一般建設業	同	同 1. 7
後藤工務店	後 藤 充 男	新庄市上金沢6番49号	(般-21) 第400025号	建築工事業に関する一般建設業	同	同
澤内建設株式会社	澤 内 磨	最上郡舟形町堀内336番地	(般-22) 第400030号	建築工事業、管工事業及び造園工事業に関 する一般建設業	同	同
福永建設	福 永 哲 夫	米沢市大字口田沢1508番地	(般-24) 第500138号	土木工事業及びとび・土工工事業に関する 一般建設業	同	同
小山工務店	小 山 忠 義	米沢市大字花沢245番7号	(般-22) 第500341号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建 設業	同	同
合資会社山形電機新庄工 業所	菅 原 惟 宏	新庄市上金沢4番7号	(般-21) 第400200号	土木工事業、とび・土工工事業、電気工事 業、管工事業、舗装工事業、機械器具設置 工事業及び水道施設工事業に関する一般建 設業	同	同 1. 8
有限会社池田通信工業	池 田 幸 男	酒田市駅東一丁目1番地の12	(般-24) 第700797号	電気通信工事業に関する一般建設業	同	同 1.19
サンエム工産株式会社	村 山 康 夫	東村山郡中町大字長崎1000番 地1	(般-25) 第101885号	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業 及び鋼構造物工事業に関する一般建設業	同	同 1.22
廣谷建設株式会社	廣 谷 善 郎	南陽市池黒1158番地3	(般-25) 第500409号	とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工 事業及び塗装工事業に関する一般建設業	同	同
舟山鉄筋	舟 山 正 之	西置賜郡小国町大字玉川中里 234番地	(般-22) 第600189号	鉄筋工事業に関する一般建設業	同	同 1.27
結城豊製作所	結 城 弘	山形市八日町二丁目3番4号	(般-21) 第100450号	内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同 1.28
オールビルディングコント ロールシステム株式会社	佐 竹 清 一	山形市桜田東四丁目8番14号	(般-24) 第101138号	電気工事業に関する一般建設業	同	同 1.30
有限会社大帝建設	吉 田 範 弘	米沢市大字川井3874番地の1	(般-23) 第500516号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事 業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅん せつ工事業及び水道施設工事業に関する一 般建設業	同	同 2. 2

有限会社阿部組	菅原大祐	酒田市北浜町3番29号	(般-22) 第700182号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	2.4
佐藤建設工業株式会社	佐藤順一	寒河江市大字寒河江字月越23番1号	(特-22) 第200103号	建築工事業に関する特定建設業	同	同	2.5
有限会社後藤建築	後藤富雄	東田川郡庄内町余目字松岡41番地	(般-23) 第701487号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	同
有限会社後藤建築	後藤富雄	東田川郡庄内町余目字松岡41番地	(般-24) 第701487号	大工工事業に関する一般建設業	同	同	同
有限会社川南水道設備	佐藤真一	酒田市宮野浦二丁目1番34号	(般-23) 第700627号	管工事業及び水道設備工事業に関する一般建設業	同	同	同
明光建設有限公司	片桐千鶴子	山形市飯塚町1048番地	(般-24) 第101603号	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	2.9
吉田工務店	吉田昭一	長井市東町10番8号	(般-22) 第600024号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	2.17
城北船山組	船山忠	山形市城北町二丁目3番3号	(般-25) 第101700号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び舗装工事業に関する一般建設業	同	同	2.20
協同組合生活住環境整備山形	近藤敏明	山形市檀野前13番地2	(般-22) 第101984号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	同
丸忠建築	佐藤忠一	酒田市黒森丁616番地3	(般-21) 第701817号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	2.23
佐竹建設株式会社	佐竹由男	東田川郡三川町大字押切新田字対馬1番地の2	(般-24) 第700412号	管工事業及び造園工事業に関する一般建設業	同	同	2.24
有限会社太田舗装	太田慎一	鶴岡市渡前字山道東37番地	(般-22) 第700023号	土木工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業	同	同	2.27
伊藤建工	伊藤善一郎	鶴岡市少連寺甲4番地	(般-22) 第700737号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業	同	同	同
阿部建築	阿部正男	酒田市宮野浦二丁目2番18号	(般-24) 第701900号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	3.4
有限会社山形外壁	佐竹彦一	西村山郡大江町大字左沢1061番2号	(般-26) 第200700号	タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業	同	同	3.10

米木建設株式会社	前山郁朗	米沢市城西二丁目3番50号	(特-25) 第500196号	土木事業に関する特定建設業	同	同
米木建設株式会社	前山郁朗	米沢市城西二丁目3番50号	(般-24) 第500196号	管工事業に関する一般建設業	同	同
山建工業株式会社	伊藤義昭	米沢市諸仏町4926番地の5	(特-26) 第500388号	土木事業に関する特定建設業	同	同
住環境システム	村木孝	最上郡大蔵村大字赤松992番地	(般-22) 第400681号	土木事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	3.11
株式会社塩川住建	塩川和男	米沢市大字三沢26101番地の47	(般-25) 第501053号	屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	3.17
東洋冷熱株式会社	富樫和久	酒田市亀ヶ崎七丁目6番28号	(般-24) 第701307号	熱絶縁工事業に関する一般建設業	同	3.23
丸悟建設	沼澤悟	西置賜郡白鷹町大字浅立4188番地	(般-23) 第600499号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業	同	3.26
有限会社カフムラ	佐藤早苗	酒田市東町一丁目15番地の24	(般-24) 第701318号	建築工事業、板金工事業及び建具工事業に関する一般建設業	同	3.27
配電工業株式会社	鹿野浩	山形市桜田東一丁目14番30号	(般-22) 第100162号	電気工事業に関する一般建設業	同	3.31
株式会社おあしす	武田英男	山形市東原町一丁目7番30号	(般-22) 第101748号	建築工事業に関する一般建設業	同	同

平成28年度山形県立中学校の入学者を次のとおり募集する。

平成27年8月28日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

学 校 名	入 学 定 員	特 記
山形県立東桜学館中学校	99	男女別の定員は同数程度

(注) 入学者志願に係る詳細については別記「平成28年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項」に定めるところによる。

別記

平成28年度山形県立東桜学館中学校の入学志願要項

1 志願資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

① 平成28年3月に小学校又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業見込みの者で、保護者（親権を行う者又は後見人）とともに山形県内に住所を有する者

② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を承認した者

(2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。

① 県外の小学校等を平成28年3月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者

② 県外の小学校等を平成28年3月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者

③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を平成28年3月に修了見込みの者で、入学までに山形県内に住所を有する者

④ 最終学校が外国の現地校であり、平成15年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれ、入学までに山形県内に住所を有する者

2 通学区域 県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

①入学願書 ②調査書 ③志願理由書 ④入学確約書

(2) 個別に必要な書類

①県外等からの志願承認書

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、平成27年11月30日（月）から平成27年12月4日（金）午後3時までに山形県立東桜学館中学校・高等学校開校準備委員会委員長まで提出する。

4 選抜及び選抜結果通知書の発送

選抜は、東桜学館中学校の教育理念を踏まえ、調査書、適性検査、作文及び面接等に基づき、志願者の能力や適性等を総合的に判定して行う。

(1) 適性検査、作文、面接は、平成28年1月9日（土）に山形県立楯岡高等学校で行う。

(2) 選抜結果通知書は、平成28年1月14日（木）午後3時に発送する。

5 その他

細部については、平成28年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項によるものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から平成27年3月6日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成27年8月28日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
南陽高等学校	収入事務が適切でないものがある。	県立高等学校の受験料に係る県証紙の収入事務に当たっては、入学願書の受理確認作業が終わった時点で担当者が直ちに県証紙の消印を行うとともに、管理監督職員が消印の確認を行う改善を図った。
置賜農業高等学校	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、業務の進捗状況に応じて関係書類を整理、保管することによって遅延業務の把握を行い、さらに複数職員による事務の確認を徹底する改善を図った。
高島高等学校	前回監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	事務処理に当たっては、誤りやすい事項等のチェックリストを作成し、遺漏及び判断誤りを防止する。 また、決裁時には、手当支給等の根拠となる資料を添付し、他の職員が根拠資料及び規定等を確認することを徹底する改善を図った。
山形南高等学校	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務の確認を徹底するよう改善を図った。
朝日少年自然の家	執行管理体制が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、管理監督職員が進捗状況を把握し指導監督するとともに、複数職員により執行状況を確認するようチェック体制の強化を図り、業務体制の改善を図った。 また、収入事務の執行に当たっては、現金領収後速やかに調定処理を行い、金融機関へ預け入れることを徹底するよう改善を図った。
	支出負担行為が適切でないものがある。	支出負担行為の手續に当たっては、シーツの利用枚数実績等の情報を関係部門で共有し複数職員で確認することとし、また、業務受託者からの請求内容の確認の徹底を行い支出事務を行うよう改善を図った。

支出事務が適切でないものがある。

支出事務の執行に当たっては、管理監督職員が進捗状況を把握し指導監督するとともに、複数職員により執行状況を確認し、支払が遅延しないよう業務体制の改善を図った。

平成27年 8 月28日印刷
平成27年 8 月28日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056